

資料

訳注 晉書刑法志 (八) (未定稿)

内田智雄

五刑不簡、正于五罰、五罰不服、正于五過、意善功惡、以金贖之、故律制、生罪不過十四等、死刑不過三、徒加不過六、囚加不過五、累作不過十一歲、累笞不過千二百、刑等不過一歲、金等不過四兩、月贖不計日、日作不拘月、歲數不疑閏、不以加至死、并死不復加、不可累者、故有并數、不可并數、乃累其加、以加論者、但得其加、與加同者、連得其本、不在次者、不以通論、以人得罪與人同、以法得罪與法同、侵生害死、不可齊其防、親疏公私、不可常其教、禮樂崇於

上、故降其刑、刑法閑於下、故全其法、是故尊卑敍、

仁義明、九族親、王道平也、

「その犯罪内容が五刑にあてはまる確實さをもつと認めがた  
い場合には、五罰にあてはめてとりさばく、五罰の適用に異議  
がある場合には、五過にあてはめてとりさばく」といわれてお  
り、また意志がよくて行為がわるいときには、金でその罪を贖  
うとされている。故に律の制きだめでは、生罪は十四等をこえず<sup>a</sup>、死  
刑は三等をこえず<sup>b</sup>、徒役に対する刑の累加は六等をこえず<sup>c</sup>、囚  
人に対する刑の累加は五等をこえず<sup>d</sup>、徒役年限の累計は十一歳  
をこえず、笞の累計は千二百をこえない。刑の等級の差は一歳  
をこえず、贖金の等級の差は四両をこえない。月贖は日を計算  
しない。日作は月にかかわらない。歳を数えるときには閏月の  
有無を問わない<sup>e</sup>。罪の加重によつて死罪になるということはない<sup>f</sup>。  
死罪に併合されるとときにはさらに他の刑を加えることをし  
ない<sup>g</sup>。罪を累加することのできない場合がある、故に二つ以上

a 死刑は三等をこえず。

晋志の後文によると、「梶首は惡の長、斬刑は罪の大、  
棄市は死の下」と、梶首・斬・棄市をもつて死刑の三  
等としている。唐六典注も「大辟の刑、三あり。一に  
曰く梶、二に曰く斬、三に曰く棄市」といつてはいる。

b 徒役に対する刑の累加は六等をこえず、……徒役年限  
の累計は十一歳をこえず。

徒罪が発覚したのち、かさねて徒罪を犯して罪を累加  
される場合でも、徒役年限は六等級をこえない。すな  
わち徒罪の一等級は一歳であり、六等をこえないから  
最高は十一歳である。

c 囚人に対する刑の累加は五等をこえず、……笞の累計  
は千二百をこえない。

太平御覽卷六百四十二、刑法部囚徒の条に引く張斐の  
律序の注によると、「罪すでに定まるを徒となし、い  
まだ定まらざるを囚となす」とある。しかしこにい  
う「囚」は、笞刑をうけるものという意であると解せ  
られる。そのような意味での囚は、笞罪を累ねて犯し  
て笞数が累加されても、その最高は千二百という意。  
晋代における笞刑の等級および笞の数は明らかでない  
が、ここに「千二百」というのは、おそらく笞二百に、

の罪を一方にあわせ数えることがある。一方にあわせ数えることのできない場合がある、そこでその加罪を累加する。<sup>(4)</sup> 加罪の方で判決されるときには、ただその加罪の刑だけを受ける。本罪が加罪と同じ場合には、あわせてその本罪の刑をも受ける。

本罪と加罪が同種の刑の系列中にはない場合は、いっぽんにして判決することをしない。<sup>1</sup> 他の人の犯罪との関連で罪になる場合には、その犯罪者と同じ罪にあたる。法にふれたかどで罪にな

る場合には、法の規定どおりの罪にあたる。人に害をあたえたり死にいたらしめたりする行為に対しては、その防止を一様にするわけにはいかない。犯罪には親疏公私の諸要素があつて、

その教化を画一にするわけにはいかない。礼樂が尊重されて上から行なわれるならば、従つて刑罰ができるだけ少なくすることができます。刑法がしもじもでよく熟知されるならば、従つてその法律を守りまつとうすることができる。このようにして、尊卑が秩序だち、仁義が明らかとなり、九族<sup>h</sup>が親しみ、王道政治が安定するのである。

注 (1) 「その犯罪内容が五刑にあてはまる確実さをもつと認めがたい場合には、五罰にあてはめてとりさばく、五罰の適用に異

その五倍すなわちその五等倍の千の数を加えたものではないかと思われる。

<sup>d</sup> 賢金の等級の差は四両をこえない。

唐六典によると、晉の贖は、死刑は金二斤、五歳刑は一斤十二両、四歳刑は一斤八両、三歳刑は一斤四両、二歳刑は一斤であつて、その等差はそれぞれ四両である。なお贖に絹を用いることもあつた。太平御覽卷六百五十一には晉律を引いて、「もろもろのまさに贖を収むべきものは、みな月々に中絹一匹に入る。老小女人はこれを半にする」とあるから、贖は月々に収めたらしい。

<sup>e</sup> 月贖は日を計算しない。

具体的な内容は明らかにしがたい。

<sup>f</sup> 日作は月にかかわらない。

日数を定めた作役のこと。具体的な内容は明らかにしがたい。

<sup>g</sup> 罪の加重によって死罪になるということはない。

唐律の名例にも、「不得加至於死」とある。例えば唐律で、宿衛人が当直中に逃亡すれば、逃亡日数一日は杖一百で、二日ごとに一等を加えることになつていて、それが、逃亡日数が如何に多くとも、最高刑は流三千里で、それ以上加重して死刑にいたることはない。これはこのようなことをいうのであろう。

<sup>h</sup> 死罪に併合されるときにはさらに他の刑を加えることをしない。

二つ以上の罪を犯して、そのうちに死罪がふくまれている場合、あるいはまたは死罪のものがさらに笞罪や徒罪などを犯しても、死刑を行なうだけで、さらに他の刑を加えることはないという意であろう。

議がある場合には、五過にあてはめてとりさばく」といわれております。

書經呂刑の文。もちろんの罪には五刑のそれが適用されるが、犯罪についてのいろいろな条件を考慮して、それに五刑をあてはめることが適当でないと認められた場合には、五罰のそれぞれにふりかえる。つまり五刑のそれぞれの輕重に応じて、金で罪を贖う制度を適用する。五罰が適当でないときは、五過のそれぞれにふりかえる。つまりそれ過失として罪を赦免する。この制度が晉律にそのまま採用せられたわけではなく、その精神がとりいれられたことを示している。

## (2) 生罪は十四等をこえず。

生罪は死刑以外の刑。生罪十四等の内容は明らかでないが、唐六典注は髡刑に四ありとして、一に髡鉗五歳刑、笞二百、二に四歳刑、三に三歳刑、四に二歳刑をあげており、また同じく六典注に、贖死は金二斤、贖五歳は金一斤十二両、四歳・三歳・二歳刑のそれぞれの差額は四両としており、さらに九朝律考（一九五五年版、二四八頁）の記するが如く、罰金に十二両・八両・四両・二両・一両の五等級があつたとすれば、髡鉗、贖、罰金のそれぞれの等級の総和は十四等ということになり、等級数の総和は一致するが、これらが果してここにいう生罪十四等であるか否かは明らかでない。

## (3) 歳を数えるときには閏月の有無を問わない。

唐律では年と載との区別が明らかであって、年とは三百六十日をいい、載とは疏議によれば、例えば今年の八月から来年の正

i 罪を累加することのできない場合がある、故に二つ以上の中の罪を一方にあわせ数えることがある。

唐律名例にいう二罪以上俱發のことをいつてはいるところでは、軽い罪を重い罪のうちに吸収して、ただ重い罪だけで処罰するという意味にとれるが、確かなことはわからない。

j 加罪の方で判決されるときには、ただその加罪の刑だけを受ける。

一罪の判決を受けたのちに、さらに他の重い罪を犯した場合には、のちの重い方の罪のみの刑を受けるという意であろう。

k 本罪が加罪と同じ場合には、あわせてその本罪の刑をも受ける。

加罪が本罪と同一ないしはそれ以下の刑であるときは、加罪の刑にあわせて本罪の刑をも受けるという意であろう。

l 以上三つの場合、すなわち本罪と加罪に対する科刑の仕方の相違については、これを明らかにする具体例が詳らかでない。

m 他の人の犯罪との関連で罪になる場合には、その犯罪者と同じ罪にあたる。  
たとえば人の罪に連坐する場合や、逃亡した罪人をかくまつたり援助したりした場合は、その人の罪の輕重に応じて罪せられるという意であろう。

## n 九族。

高祖父から玄孫にいたるまでの親族とする説と、父の族四、母の族三、妻の族二とする説とある。

月までをいい、また釈文では来年の八月までとされている。従つて載の場合は、疏議と釈文といづれの説をとるとしても、その中間に閏月があれば、その日数だけ多くなるわけである。唐律では徒刑は年をもつてあらわされたが、晉律の歳は、唐律の年・載いざれにあたるのか明らかでない。もし年にあたるとすれば、歳数は三百六十日で數え、閏月の有無には関係がないという意になり、もし載にあたるとすれば、歳数は二年・三年後の正月、または同じ月がくれば二歳・三歳と數え、中に閏月があつてもなくても関係しないという意味にとれる。

(4) 一方にあわせ数えることのできない場合がある、そこでその加罪を累加する。

これは唐律名例の「罪法不等者、即以重職併滿輕職各倍論」、「以重法併滿輕法」などにあたるのではないかと思われる。前者は、かりに県令が受財枉法六匹、不枉法十四匹、監臨外窃盜二十九匹、強盜二匹、受所監臨四十九匹の罪を犯したとすれば、各罪それぞれ徒三年にあたるが、この場合は、上記の合計百匹を「倍」するとして五十四と計算して、最も軽い罪の受所監臨五十匹で流二千里にあてる。後者は、官司が非法に賦斂して一家から絹五十四をとり、四十五匹は官に入れ、五匹を私に入れたとすれば、官に入れた方は坐職で徒二年半、私を入れた方も枉法で徒二年半にあたるが、この場合は、枉法の五匹を軽法の坐職にあわせて坐職五十四として、徒三年に処すること。

律有事狀相似、而罪名相渉者、若加威勢、下手取財

爲強盜、不自知亡爲縛守、將中有惡言爲恐鴟、不以罪

名呵爲呵人、以罪名呵爲受賊、劫名<sup>△</sup>其財爲持質、此八

者以威勢得財、而名殊者也、即不求自與、爲受求所

監、求而後取爲盜賊、輸入呵受爲留難、斂人財物積藏於官爲擅賦、加毆擊之爲戮辱、諸如此類、皆爲以威勢得財、而罪相似者也、

律には犯罪の態様がたがいに似ていて、罪名の関聯しあつて  
いるものがある。たとえば、威力を加え、手を下して財物を取  
るのは「強盜」であり、相手に逃げるすべのないようさせる  
のは「縛守」<sup>a</sup>であり、相手に害意を示して悪言を吐くのは「恐  
猟」<sup>b</sup>であり、罪名に關係しないとがめだてするのは「呵人」<sup>c</sup>  
であり、罪名に關係してとがめだてするのは「受賊」<sup>d</sup>であり、  
人質によつておびやかして財物をもつてこさせるのは「持質」<sup>e</sup>  
である。この六つのものは、威力をもつて財物を手にいれるこ  
とであつて、罪名の異なるものである。ところで、要求しない  
のに相手が自ら与えるのは「受求所監」<sup>f</sup>であり、要求してから  
取るのは「盜賊」<sup>g</sup>であり、租稅などの納入にとがめだてをして  
財物を受けるのは「留難」<sup>g</sup>であり、人の財物をとりたてて官に  
收藏しておくのは「擅賦」<sup>g</sup>であり、その上に殴擊するには「戮  
辱」<sup>g</sup>である。もろもろのこのようなたぐいは、いずれも威力を  
もつて財物を手にいれることであつて、罪のたがいに似ている  
ものである。(未完)

a 縛守。

人を行動不能の状態におとしいれて財物をとることで  
あろう。

b 呵人以下受賊・受求所監・盜賊・留難・擅賦・戮辱は  
官吏の身分に關係した犯罪であると思われる。

c 人質によつておびやかして財物をもつてこさせる。  
百衲本・朝鮮本、および通典一百六十四もまた「劫召」  
に作つてゐる。故に訳文は「劫召」として訳しておくる。

d この六つのものは。

本文の「八」とあるは「六」の誤であろう。通典一百  
六十四もまた「六」に作つてゐる。

e 受求所監。

「求」は「賊」と同義。

f 盜賊。

本文には「盜賊」とあり、諸本もみな「盜賊」に作つ  
てゐるが、通典一百六十四に従つて「盜賊」と訳して  
おく。

g 留難。

「留難」の字義は、品質などに難くせをつけて留めて  
おき、容易に収納しないことを意味するものであろう。